

宮崎県地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業補助金交付要綱

令和4年4月1日
福祉保健部医療政策課

(趣旨)

第1条 県は、宮崎県地域医療介護総合確保基金条例（平成26年宮崎県条例第65号）第1条に規定する基金を活用し、予算で定めるところにより、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第4条第1項に規定する都道府県計画に掲げる事業のうち地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業を行う者に対し補助金を交付するものとし、その交付については、「医療介護提供体制改革推進交付金、地域医療対策支援臨時特例交付金及び地域介護対策支援臨時特例交付金の運営について」（平成26年9月12日付け医政発0912第5号厚生労働省医政局長、老発0912第1号厚生労働省老健局長、保発0912第2号厚生労働省保険局長通知）の別紙「地域医療介護総合確保基金管理運営要領」及び補助金等の交付に関する規則（昭和39年宮崎県規則第49号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助事業者)

第2条 前条の補助金の交付の対象となる者は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 次に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ次に定める要件を満たす病院又は診療所であって療養病床（医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。）又は一般病床（同項第5号に規定する一般病床をいう。）を有するもの（以下「医療機関」という。）の開設者又は開設者であった者であること。

ア 単独支援給付金支給事業

平成30年度病床機能報告において、平成30年7月1日時点の病床機能について、急性期機能又は慢性期機能（以下「対象2区分」という。）として報告した病床数の減少を伴う病床機能再編に関する計画（以下「単独病床機能再編計画」という。）を作成した医療機関の開設者又は開設者であった者であって、次の全ての要件を満たすものであること。

なお、経営困難等を踏まえた自己破産による廃院等地域医療構想の実現を目的としたものではない病床機能再編は、対象とならない。

(ア) 単独病床機能再編計画について、地域医療構想調整会議（法第30条の14第1項に規定する「協議の場」をいい、以下「調整会議」という。）の議論の内容及び宮崎県医療審議会（以下「審議会」という。）の意見を踏まえ、知事が地域医療構想の実現に向けて必要な取組であると認めたものであること。

(イ) 病床機能再編を行う医療機関における病床機能再編後の対象2区分の許可病床数が、平成30年度病床機能報告における対象2区分として報告した稼働病床数

の合計の90%以下であること。

イ 統合支援給付金支給事業

平成30年度病床機能報告において、平成30年7月1日時点の病床機能について、対象2区分として報告した病床数の減少を伴う、統合計画に参加する医療機関（以下「統合関係医療機関」という。）の開設者であって、次の全ての要件を満たすものであること。

- (ア) 統合計画について、調整会議の議論の内容及び審議会の意見を踏まえ、知事が地域医療構想の実現に向けて必要な取組であると認めたものであること。
- (イ) 統合関係医療機関のうち1以上の病院が廃止（有床診療所化又は無床診療所化を含む。）となること。
- (ウ) 統合後、統合関係医療機関のうち1以上の医療機関が運営されていること。
- (エ) 令和8年3月31日までに統合が完了する計画であり、全ての統合関係医療機関が計画に合意していること。
- (オ) 統合関係医療機関の対象2区分の総病床数を10%以上減少すること。

ウ 債務整理支援給付金支給事業

地域医療構想の実現に資する統合計画に参加し、統合後に存続している医療機関であって、統合によって廃止となる医療機関の未返済の債務を返済するために金融機関から新たに融資を受けたもの（以下「承継医療機関」という。）の開設者であって、次の全ての要件を満たすものであること。

- (ア) 調整会議の議論の内容及び審議会の意見を踏まえ、知事が地域医療構想の実現に向けて必要な取組であると認めた統合計画による統合後に存続している医療機関であること（イの統合支援給付金支給事業による統合関係医療機関として認められていること。）。
 - (イ) 統合関係医療機関のうち1以上の病院が廃止（有床診療所化又は無床診療所化を含む。）となること。
 - (ウ) 統合後、統合関係医療機関のうち1以上の医療機関が運営されていること。
 - (エ) 統合によって廃止となる医療機関の未返済の債務を返済するために金融機関から新たに融資を受けていること。
 - (オ) 金融機関から取引停止処分を受けていないこと。
 - (カ) 国税、社会保険料又は労働保険料を滞納していないこと。
- (2) 県税に未納がないこと。
 - (3) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあつては、従業員等（宮崎県に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを宣誓した者。
 - (4) 前条の事業を実施する主体の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。
 - (5) その他補助が適当でないことと知事が認める者でないこと。

(補助額)

第3条 第1条の補助金についての補助額は、別表のとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者は、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない者については、この限りでない。

(申請書に添付すべき書類)

第5条 規則第3条の規定にかかわらず、同条第1号の事業計画書及び同条第2号の収支予算書の提出は省略することができる。

2 規則第3条第4号の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

(1) 次に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ次に定める書類

ア 単独支援給付金支給事業

(ア) 単独支援給付金支給申請書兼口座振込依頼書

(イ) 単独病床機能再編計画（令和8年3月31日までのものに限る。）

(ウ) 病床稼働率算出の根拠となる平成30年度病床機能報告の写し又は令和元年度の病床機能報告の写し

(エ) 過年度に申請した単独支援給付金支給申請書兼口座振込依頼書の写し（過年度に「地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業のうち単独支援給付金支給事業」により補助を受けている場合に限る。）

(オ) 病床融通に関する概要（地域医療連携推進法人による病床融通、法第30条の4第10項の規定に基づく複数の公的医療機関等を含めた再編統合の特例等、複数の医療機関の病床機能の分化・連携の取組により病床を融通する場合に限る。）

イ 統合支援給付金支給事業

(ア) 統合支援給付金支給申請書兼口座振込依頼書

(イ) 統合計画（代表医療機関以外の統合関係医療機関の副署があるもの）

なお、統合計画には、必ず以下の事項の記載を含むこと。

・統合に関する合意の内容（合意日、統合後の医療体制、移転を伴う場合は立地等）

・統合に関するスケジュール

・統合に関する資金計画（廃止となる医療機関に残債がある場合はその処理計画）

(ウ) 病床稼働率算出の根拠となる平成30年度病床機能報告の写し又は令和元年度の病床機能報告の写し

ウ 債務整理支援給付金支給事業

- (ア) 債務整理支援給付金支給申請書兼口座振込依頼書
- (イ) 承継医療機関と廃止となる医療機関間の残債引継に関する申合せ書
- (ウ) 引継債務の明細

なお、引継債務の明細には、必ず以下の事項の記載を含むこと。

- ・借入金

債務の内容や用途（事業用資産の取得、運転資金など）を記載し、借入申込書、金銭消費貸借契約書等を添付すること。

- ・買掛金、未払金その他の債務

債務の内容、金額及び相手先を記載すること。

- (エ) 債務整理支援給付金における公認会計士等による手続実施報告書
 - (オ) 統合によって廃止となる医療機関の未返済の債務を返済するために、金融機関から新たに受けた融資の貸付契約書（廃止医療機関の残債の返済に関する融資である旨の記載があること。）の写し及びこれに係る償還年次表
 - (カ) 国税の納税証明書、社会保険料納入証明書及び労働保険料等納入証明書
 - (キ) 医療機関統合支援給付金の申請を行っている場合はその申請書の写し、既に交付決定を受けている場合は交付決定通知書の写し
- (2) 第2条第2号に係る納税証明書（県税に未納がないことの証明）（原則として申請を行う日から3か月以内のもの。写しでも可。）
 - (3) 第2条第3号に係る個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書（法人の場合）（別記様式第1号）
 - (4) 第2条第4号に係る誓約書（別記様式第2号）
 - (5) その他知事が必要と認める書類

（補助条件）

第6条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業に係る関係書類の保存については、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業が完了する日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管すること。
- (3) その他規則及びこの要綱の定めに従うこと。
- (4) 補助事業を行う者が前3号に掲げる条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を県に納付させることがあること。

（申請の取下げ）

第7条 規則第8条第1項に規定する知事の定める期日は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

（補助金の交付方法）

第8条 この補助金は、精算払により交付する。

(実績報告)

第9条 規則第14条第1項の規定にかかわらず、実績報告は、規則第4条の規定による補助金等の交付の決定があったとき、規則第3条の規定による補助金等の交付の申請をもって行われたものとみなす。

2 第4条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者が、前項の規定により実績報告とみなされた交付の申請をした後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額を仕入れに係る消費税等相当額報告書(別記様式第3号)により速やかに報告し、知事の返還命令を受けて仕入れに係る消費税等相当額の全部又は一部を返還しなければならない。

(書類の提出部数等)

第10条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、それぞれ1部とし、その様式は、規則に定めのあるもの(次項に定めるものを除く。)を除き、別記に定めるところによる。

2 規則第22条の規定にかかわらず、補助金の交付の決定及び額の確定の通知書の様式は、別記様式第4号によるものとする。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度の予算に係る宮崎県地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業補助金から適用する。

別表（第3条関係）

区分	補助額														
<p>単独支援給付金支給事業</p>	<p>① 平成30年度病床機能報告において、対象2区分として報告された稼働病床数の合計から一日平均実働病床数（対象2区分の許可病床数に対象2区分の病床稼働率を乗じた数）までの間の病床数の減少について、対象2区分の病床稼働率に応じ、減少する病床1床当たり下表の額を補助する。病床稼働率については、平成30年度病床機能報告の数値を用いて算出するものとする。</p> <p>なお、平成30年度病床機能報告から令和2年4月1日までに病床機能再編や休棟等により稼働病床数に変更があった医療機関については、平成30年度病床機能報告時の対象2区分の稼働病床数又は令和2年4月1日時点の対象2区分の稼働病床数のいずれか少ない方を基準とすること。</p> <table border="1" data-bbox="399 869 1177 1205"> <thead> <tr> <th>病床稼働率</th> <th>減少する場合の1床当たりの単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50%未満</td> <td>1,140千円</td> </tr> <tr> <td>50%以上60%未満</td> <td>1,368千円</td> </tr> <tr> <td>60%以上70%未満</td> <td>1,596千円</td> </tr> <tr> <td>70%以上80%未満</td> <td>1,824千円</td> </tr> <tr> <td>80%以上90%未満</td> <td>2,052千円</td> </tr> <tr> <td>90%以上</td> <td>2,280千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 一日平均実働病床数以下まで病床数が減少する場合は、一日平均実働病床数以下の病床数の減少については、1床当たり2,280千円を交付する。</p> <p>③ 上記①及び②の算定に当たっては、以下の病床数を除くこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 回復期機能、介護医療院に転換する病床数 ・ 過去に本事業の補助対象となった病床数 ・ 同一開設者の医療機関へ病床を融通した場合、その融通した病床数 	病床稼働率	減少する場合の1床当たりの単価	50%未満	1,140千円	50%以上60%未満	1,368千円	60%以上70%未満	1,596千円	70%以上80%未満	1,824千円	80%以上90%未満	2,052千円	90%以上	2,280千円
病床稼働率	減少する場合の1床当たりの単価														
50%未満	1,140千円														
50%以上60%未満	1,368千円														
60%以上70%未満	1,596千円														
70%以上80%未満	1,824千円														
80%以上90%未満	2,052千円														
90%以上	2,280千円														
<p>統合支援給付金支給事業</p>	<p>① 統合関係医療機関ごとに、平成30年度病床機能報告において、対象2区分として報告された稼働病床数の合計から一日平均実働病床数までの間の病床数の減少について、対象2区分の病床稼働率に応じ、減少する病床1床当たり下表に基づいて算出された額の合計額を補助する。病床稼働率については、平成30年度病床機能報告の数値を用いて算出するものとする。</p> <p>なお、平成30年度病床機能報告から令和2年4月1日までに病床機能再編や休棟等により稼働病床数に変更があった医療機関については、平成30年度病床機能報告時の対象2区分の稼働病床数又は令和2年4</p>														

月1日時点の対象2区分の稼働病床数のいずれか少ない方を基準とすること。

病床稼働率	減少する場合の1床当たりの単価
50%未満	1,140千円
50%以上60%未満	1,368千円
60%以上70%未満	1,596千円
70%以上80%未満	1,824千円
80%以上90%未満	2,052千円
90%以上	2,280千円

- ② 一日平均実働病床数以下まで病床数が減少する場合は、一日平均実働病床数以下の病床数の減少については、1床あたり2,280千円を補助する。
- ③ 上記①及び②の算定に当たっては、統合関係医療機関間の病床融通数、回復期機能への転換病床数及び介護医療院への転換病床数を除く。
- ④ 「重点支援区域の申請について」（令和2年1月10日付け医政地発0110第1号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）に基づく重点支援区域として指定された統合関係病院等医療機関については、上記①及び②により算定された金額に1.5を乗じて算定された額の合計額を補助する。

債務整理支援
給付金支給事業

承継医療機関が統合によって廃止となる医療機関の未返済の債務を返済するために、金融機関から新たに受けた融資に対する利子の総額。ただし、融資期間は20年、元本に対する利率は年0.5%を上限として算定する。